

京都市市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

京都市市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営墓地条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5号様式注以外の部分中「の年月日」を「の予定年月日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)